

京都市議会基本条例(案)(第2章・第3章)

○ 議会の位置付けと役割

| 骨子  | 条例案  |
|---|--|
| <p><b>第2 議会の位置付けと役割</b></p> <p>1 議会の位置付け</p> <p>① 議員と市長とは、共に市民により直接選挙される「市民の代表」であるが、単独で権限を行使する市長に対し、議会は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関である。</p> <p>2 議会の役割</p> <p>① 京都市会は、民意を的確に反映・集約し、充実した調査・研究を基に、活発な審議、討議を行い、論点を明確にし、条例の制定や改廃などを通して、京都市としての団体意思を決定する。</p> <p>② 京都市会は、団体意思の決定に至るまでの過程が市民に見える、伝わる、分かりやすい議会運営に努める。</p> <p><b>第5 市長等の執行機関と議会との関係(抄)</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 監視機能</p> <p>① 京都市会は、市長等の執行機関に対する監視機能を充実し、強化しなければならない。</p> <p>3 政策立案・政策提案</p> <p>① 京都市会は、民意を反映する議会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案・政策提案を活発に行い、執行機関と京都市会との議論を通じてより良い政策・施策の実現に努める。</p> <p>3 議会改革</p> <p>① 京都市会は、不断に市会改革に取り組むものとする。</p> | <p><b>第2章 市会の位置付けと役割</b></p> <p>(市会の位置付けと役割)</p> <p>第3条 議員及び市長が、共に市民により直接選挙される市民の代表である一方、単独で権限を行使する市長に対し、京都市会(以下「市会」という。)は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関であることに鑑み、市会は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(1) 民意を把握し、市政に的確に反映すること。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)による市政運営が適正に行われているかを監視すること。</p> <p>(3) 民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと。</p> <p>(4) 市長等との議論を通じてより良い政策及び施策の実現に努めること。</p> <p>(5) 充実した調査研究を基に、活発な審議及び議員間における討議を行い、意見を集約すること。</p> <p>(6) 議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすること。</p> <p>(7) 条例の制定や改廃などを通して、本市としての団体意思を決定すること。</p> <p>(8) 団体意思の決定に至るまでの過程が、市民に開かれた分かりやすい市会運営に努めること。</p> <p>※ 骨子の「第5 市長等の執行機関と議会との関係」の2及び3の内容のうち、市会の役割の部分については、本条に盛り込んでいる。</p> <p>(市会改革)</p> <p>第4条 市会は、不断に市会改革に取り組むものとする。</p> |

○ 議員の位置付けと役割

| 骨子   | 条例案  |
|--|--|
| <p>第3 議員の位置付けと役割</p> <p>1 議員の使命</p> <p>① 議員は、市民を代表し、京都市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。</p> <p>2 政治倫理</p> <p>① 議員は、議決責任を深く認識するとともに、市民の範となるよう努めなければならない。</p> <p>② 別に条例で定めている。</p> <p>3 会派</p> <p>① 議員は、二人以上で会派を結成することができる。</p> <p>② 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策の立案・提言及び議案等の審議・審査のために調査研究を行う。</p> <p>③ 会派は、会派間で相互に協議・調整を行い、円滑かつ効果的・効率的な議会運営を図る。</p> | <p>第3章 議員の位置付けと役割</p> <p>(議員の位置付けと役割)</p> <p>第5条 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、市会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。</p> <p>2 議員は、議決に対する責任を深く認識するものとする。</p> <p>※ 骨子の2の①の内容のうち、議決責任の部分については、本条に盛り込んでいる。</p> <p>(政治倫理)</p> <p>第6条 議員は、市民の範となるよう努めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する基本となる事項は、京都市会議員政治倫理条例で定めるところによる。</p> <p>(会派)</p> <p>第7条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員の集団として、二人以上で会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(1) 議員の活動を支援すること。</p> <p>(2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な市会運営を図ること。</p> |